

■ Article ■

「平成30年度税制改正の大綱」の解説(1)

税理士 金井 恵美子

.....

I. はじめに

平成29年12月14日、与党は「平成30年度税制改正大綱」(以下「与党大綱」という。)をとりまとめ、12月22日には「平成30年度税制改正の大綱」が閣議決定された。

与党大綱は、例年通り、「第一 平成30年度税制改正の基本的考え方」、「第二 平成30年度税制改正の具体的内容」、「第三 検討事項」の3部構成となっており、このうち、「第二 平成30年度税制改正の具体的内容」部分が「平成30年度税制改正の大綱」となっている。

本稿では2回にわたり、「平成30年度税制改正の大綱」に示された改正事項のうち、実務への影響が特に大きいと思われるものについてその概要を紹介する。

II. 基本的な考え方

- ① 働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から個人所得課税の見直しを行う。
- ② デフレ脱却と経済再生に向け、賃上げ・生産性向上のための税制上の措置及び地域の中小企業の設備投資を促進するための税制上の措置を講じる。
- ③ 中小企業の代替わりを促進する事業承継税制を拡充する。
- ④ 観光促進のための税として国際観光旅客税(仮称)の創設等を行う。
- ⑤ 地域社会を支える地方税財政基盤の構築の観点から、地方消費税の清算基準の抜本的な見直し等を行う。
- ⑥ 国際課税制度の見直し、税務手続の電子化の推進やたばこ税の見直し等を行う。

III. 主な改正事項

1. 個人所得課税

平成32年分以後の所得税及び平成33年度分以後の個人住民税について、給与所得控除額及び公的年金等控除額から基礎控除額への10万円の振替措置等の改正を行う。

この改正は、誰もが生きがいを感じられる「一億総活躍社会」を作り上げるために、様々な形で働く人をあまねく応援し、働き方改革を後押しする等の観点から行うものである。

(1) 給与所得控除

給与所得控除は実際の勤務関連経費や諸外国の水準と比べて高い水準にあるこ

とから、一律10万円引き下げ、給与収入が850万円を超える場合の控除額を195万円に引き下げる。ただし、子育て世帯、介護世帯には負担増が生じないように措置する。

	現行	改正案
最低額	65万円	55万円
上限額	給与収入金額1,000万円超で 220万円	給与収入金額850万円超で 195万円

(所得金額調整控除)

給与等の収入金額が850万円を超える場合であっても、次のいずれかの場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する(年末調整において適用可能)。

- イ 本人が特別障害者である場合
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合

目的・効果等

- 給与所得控除額の10万円の引下げは基礎控除額への振替であるため、給与収入が850万円以下の場合には、改正による税負担の増減はない。
- 給与収入が850万円超で、介護・子育て世帯でない場合には、税負担が増加する。

(2) 公的年金等控除

公的年金等控除は高所得の年金所得者にとって手厚い仕組みとなっていることを踏まえ、世代内及び世代間の公平性を確保する観点から、次の通り改正する。

- ① 公的年金等控除額を一律10万円引き下げる。
- ② 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195万5000円の上限を設ける。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合の控除額は、①②に加えさらに一律10万円引き下げる。
- ④ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額は、①②に加えさらに一律20万円引き下げる。

目的・効果等

- 公的年金等控除額の10万円の引下げは基礎控除額への振替であるため、公的年金等の収入金額が1,000万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円以下の場合には改正による税負担の増減はない。
- 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合、又は、公的年金等に係る

雑所得以外の所得の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、税負担が増加する。

- 今後、年金制度改革の方向性も踏まえつつ、拠出、運用、給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

(3) 基礎控除額

基礎控除額は、一律10万円引き上げる。

また、所得控除は高所得者ほど税負担の軽減額が大きくなる仕組みであることから、2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する「逡減・消失型の所得控除方式」を採用することとする。

合計所得金額	所得税の基礎控除額	住民税の基礎控除額
2,400万円以下	48万円	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	15万円
2,500万円超	なし	なし

目的・効果等

- 事業所得者や不動産所得者は、合計所得金額が2,400万円以下である場合には、減税となる。

(4) 給与所得と公的年金等に係る雑所得がある場合の所得金額調整控除

給与所得控除額及び公的年金等控除額の両者について10万円の引下げがあったため、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、調整のため、次の金額を給与所得の金額から控除する。

$$\text{控除額} = \text{給与所得控除後の給与等の金額 (上限 10万円)} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額 (上限 10万円)} - 10\text{万円}$$

(5) 青色申告特別控除

正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除額を65万円から55万円に引き下げる（簡易簿記の場合の青色申告特別控除額10万円については、改正はない。）。

ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たす場合には65万円とする。

- イ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
- ロ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）を使用して行うこと。

目的・効果等

- 給与所得控除額の引下げ及び基礎控除額の引上げに対応するとともに、e-Taxの普及を促進する。

(6) 関連する措置

上記(1)～(5)の改正に対応するため、配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件、勤労学生の合計所得金額要件、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、次の措置を講じる。

区分		現行	改正案
配偶者控除	配偶者の合計所得金額	38万円以下 給与収入の場合は103万円以下で増減なし	48万円以下
	配偶者控除の額	改正なし	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	38万円超123万円以下 給与収入の場合は103万円超201.4万円以下で増減なし	48万円超133万円以下
	配偶者特別控除の額	平成28年度改正により、配偶者の合計所得金額に応じて逡減、納税者本人の合計所得金額により制限	
扶養控除	扶養親族の合計所得金額	38万円以下 給与収入の場合は103万円以下で増減なし	48万円以下
	扶養控除の額	改正なし	
勤労学生控除	本人の合計所得金額	65万円以下 給与収入の場合は130万円以下で増減なし	75万円以下
	勤労学生控除の額	改正なし	
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	必要経費に算入する金額の最低保障額	65万円	55万円
	控除金額	基礎控除額とあわせて103万円に増減なし	

2. 所得拡大促進税制の改組

所得拡大促進税制とは、青色申告書を提出する法人が国内雇用者に対して支給する給与等を増加した場合等に、その増加額に応じて法人税の税額控除を行うこ

とができる制度である。

生産性向上のため、人材投資を増加させつつ賃上げを実現している企業について、所得拡大促進税制を強化する改正を行う。

(1) 中小企業者等以外

中小企業者等以外については、「賃上げ要件」を簡素化するとともに、「設備投資要件」を追加する。また、教育訓練費が増加した企業については、税額控除の率を上乗せし、税額控除の上限は、法人税額の10%から20%に増加する。

【適用要件】

	現行	改正案
賃上げ要件	給与等支給総額が対基準年度(平成24年度)比で一定割合以上増加 <一定割合> ・ H28.4.1~29.3.31 に開始する適用年度…4% ・ H29.4.1~30.3.31 に開始する適用年度…5%	撤廃
	給与等支給額が前年度以上	給与等支給額が前年度以上
	平均給与等支給額が前年対比で2%以上増加	2%→3%
設備投資要件	なし	国内設備投資額が減価償却費総額の90%以上

※ 給与等支給額は、所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額。

※ 平均給与等支給額は、雇用者給与等支給額のうち継続雇用者に対する金額を給与等月別支給対象者(継続雇用者に限る。)の合計数で除して計算した金額。

【控除税額】

現行	改正案
給与等支給総額の対基準年度増加額の10~12%の税額控除	・ 給与等支給総額の対基準年度増加額の15%の税額控除 ・ 教育訓練費が対前年度比20%以上増加の場合は20%の税額控除
控除税額は、適用年度の法人税額の10%を上限とする	控除税額は、適用年度の法人税額の20%を上限とする

(2) 中小企業者等

中小企業者等については、「賃上げ要件」を簡素化し、(1)で追加された「設備

投資要件」は付さない。また、教育訓練費が増加した企業については、税額控除の率を上乗せするが、税額控除の上限は従前の 20%に据え置く。

(1) の中小企業者等以外に係る所得拡大促進税制との選択適用が可能である。

【適用要件】

	現行	改正案
賃 上 げ 要 件	給与等支給総額が対基準年度(平成 24 年度)比で 3%以上増加	撤廃
	給与等支給総額が前年度以上	給与等支給額が前年度以上
	平均給与等支給額が前年度を上回る	平均給与等支給額が前年度比で 1.5%以上増加

【控除税額】

現行	改正案
<ul style="list-style-type: none"> 給与等支給総額の対基準年度増加額の 10%の税額控除 平均給与等支給額が前年対比 2%以上増加で 12%上乗せ <p>控除税額は、適用年度の法人税額の 20%を上限とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給与等支給総額の対前年度増加額の 15%の税額控除 平均給与等支給額が前年度比 2.5%以上増加でかつ次の要件のいずれかを満たす場合は 25%の税額控除 <ul style="list-style-type: none"> イ 教育訓練費が対前年度比 10%以上増加 ロ 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受け、経営力向上が確実に行われたものと証明された <p>控除税額は、適用年度の法人税額の 20%を上限とする</p>

中小企業者等は、給与増加額に対して最大 22%の控除額が、15%となる。ただし、教育訓練費の増加等、一定の要件を満たす場合は最大 25%の控除となる。

なお、中小企業者等は、法人住民税の計算において、税額控除後の法人税額に法人住民税の税率を乗じて計算することとなる。

目的・効果等

- 企業が自己の収益を生産性向上のための設備投資や人材投資に振り向け、持続的な賃上げが可能となる環境整備を行い、消費の拡大を実現する。

3. 事業承継税制の特例の創設等

中小企業経営者の高齢化が急速に進展し、円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題となっていることを踏まえ、10 年間(平成 30 年 1 月 1 日か

ら平成39年12月31日までの間に贈与又は相続若しくは遺贈により取得する財産に係る贈与税又は相続税)の特例措置として、事業承継税制の各種要件の緩和を含む抜本的な拡充を行う。

特例においては、特例後継者(仮称)が、特例認定承継会社(仮称)の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予することとする。

この特例制度を適用するには、平成35年3月31日までに特例承継計画を都道府県へ提出する必要がある。

区分	現行	改正案の特例
納税猶予対象株式	発行済議決権株式総数の3分の2に達するまでの株式	取得した全ての株式
納税猶予税額	贈与：納税猶予対象株式に係る贈与税の全額 相続：納税猶予対象株式に係る相続税の80%	贈与税、相続税のいずれも全額
雇用確保要件	経営承継期間内の一定の基準日における雇用の平均が「贈与時又は相続時の雇用の8割」を下回った場合には納税猶予は打ち切りとなる	8割を下回ったとしても当該要件を満たせない理由を記載した書類を都道府県に提出すれば納税猶予は継続
先代経営者の要件	代表権を有する又は有していた先代経営者1人から、株式を承継する場合のみ適用対象	複数人(代表者以外の者を含む)からの特例後継者への承継も適用対象
後継者の要件	代表権を有している又は代表権を有する見込みである、後継者1人への承継のみ適用対象	代表権を有する複数人(最大3名)への承継も適用対象
譲渡・合併・解散等の場合の納付税額	株式の贈与時又は相続時の相続税評価額を基に計算した納付税額	一定の要件を満たす場合には、株式の譲渡等の対価の額又は解散時の相続税評価額を基に、納付税額を再計算。 納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合の差額は免除。
相続時精算課税制度の適用	贈与者：贈与をした年の1月1日において60歳以上の父母又は祖父母	推定相続人以外の特例後継者も対象

対象者	受贈者：贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の者のうち、贈与者の直系卑属等	
-----	--	--

目的・効果等

- 経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、地域経済の活力維持・発展を実現する。
- 雇用確保要件が大幅に緩和され、減免措置が拡充されるので、業績が悪化した場合のリスクが少ない。
- 推定相続人以外の特例後継者への贈与についても相続時精算課税制度が適用できるため、納税猶予が打ち切りになった場合のリスクが軽減される。ただし、贈与を受けた特例後継者は、相続税の納税義務者になる。

・・・次号（vol.131）に続く。